

土岐市教育委員会

平成28年第5回土岐市教育委員会定例会会議録（要点筆記）

議事日程

平成28年5月25日（水曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 平成28年第4回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第14号 平成28年度教科用図書東濃採択地区協議会の
設置について
- 日程第4 議第15号 土岐市いじめ防止基本方針について
- 日程第5 報第4号 土岐市嘱託員の委嘱について
- 日程第6 教育長報告

本日の出席者

委員 長	伊藤 知恵子 君
委員長職務代理者	加藤 悟 君
委員	齋木 寛治 君
委員	安藤 浩市 君
教育 長	山田 恭正 君

説明のため出席した者

事務局長	小林 京子 君
教育次長兼学校教育課長	本多 直也 君
庶務課長	松原 裕一 君
生涯学習課長	梅村 充之 君
文化振興課長	加藤 真司 君
スポーツ振興課長	小野 恭裕 君
給食センター所長	水野 英明 君
図書館長	小坂 直之 君
子育て支援課	伊佐治 良典 君
文化振興事業団事務局長	林 順一 君

- ・ 会議の傍聴人 なし
- ・ 会議に遅参した者 なし
- ・ 会議の公開、非公開の状況 公開
- ・ 教育長報告 あり

場所 土岐市文化プラザ 特別会議室

会議録作成者

庶務課長	松原 裕一 君
------	---------

開会 午後3時00分

伊藤委員長

平成28年第5回教育委員会定例会を開催します。日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により委員長において、齋木寛治君を指名いたします。

次に、日程第2 平成28年第4回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について 承認を求めます。会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員

異議なし

伊藤委員長

ご異議なしと認めます。次に、日程第3 議第14号 平成28年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

本多教育次長

<資料で説明>

伊藤委員長

何年に一回教科書は変わるのですか。

本多教育次長

4年に一度になっています。小学校は平成27年度から、中学校は平成28年度から採択になっています。29年度は同一の教科書を使うことになっています。

伊藤委員長

採択委員の件ですが、委員の方に問題があったわけですが、ある程度委員は固定させているものですか。代わっていけば、あの問題も起きないと思うのですが、委員の任期と再任はどうなっていますか。

本多教育次長

平成27年度及び28年度から使用される小学校・中学校の採択については、教科書は研究委員でご指摘のあった者たちが調査研究をして、どの教科書が良いかという事でお諮りさせていただきます。その委員は学校の代表であるとか、保護者の代表であるとか、学識経験者であるとか多種多方面から委員を選考させていただきます。任期は採択年度のみとなっていますので、採択が行われる年に毎年選任が行われています。特に学校関係者は問題があったという事で、毎回毎回同じ者にならないように配慮はするのですが、その教科に長けた者というのがあるので、どうしても2度目、3度目の者が出てくる可能性はあるので、極力偏らないようにしていきたいと思っております。29年度は東濃教育長

会をもってそれに代えさせていただくというものです。なお、ご心配の点は今回から誓約書を取って不正がおこらないようにしています。

伊藤委員長

採択委員は公開されないのですか。教科書会社がどうやって委員を知ることができたのか。

本多教育次長

8月31日までは非公開で採択協議をして、その後は公開します。公開する努力義務がありますので、教科書会社から問い合わせがあればお答えします。教科書会社は、教育委員会などを回って情報を知る努力をして、今回のような名簿を作られたと想像しています。

教育長

問題になった先生の話ですが、研究調査委員という委員を協議会からお願いするのです。その委員さんは学校の先生でないとわからないのです。その人たちが話題になった人たちです。決定権のある採択委員は色々な方が入っているのですが、去年は安藤委員にも入っていただきましたし、PTAの方にも入っていただきました。研究調査委員には決定権は無いのですが、影響力は大きいので、話題になってしまった訳です。

伊藤委員長

調査委員会は公開されていないのですか。

本多教育次長

調査委員は公開されていません。県は公開していると思いますけれども。

伊藤委員長

念書も書かせているという事なので、東濃地区では問題はないと思いますので、そういう事が無いようにという心配だけなので。

本多教育次長

土岐市には処分対象となった者はいません。調査対象となった者もいません。

加藤委員

28年度の協議会ですが、決めるのは29年度の教科書でよろしいですね。

本多教育次長

そのとおりです。

加藤委員

毎年協議会を作って解散して、作って解散してを繰り返して、4年目になると教科書を決めるのですね。

本多教育次長

毎年度教育委員会で、議案でお諮りするように法令上定められていますので、お手数ですが今年度もお諮りさせていただきます。

教育長

何故毎年度やるかという話ですが、教科書会社がつぶれたことがあって、使えなくなってしまって、こういう制度を作っておいて採択をやり直さないといけませんので、わたしもわからなくて聞いたら、こういう事例があったそうです。

伊藤委員長

他に質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第3 議第14号 平成28年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員

異議なし

伊藤委員長

ご異議がないようですので、議第14号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議第15号 土岐市いじめ防止基本方針について を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

本多教育次長

<資料で説明>

伊藤委員長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

安藤委員

いじめ問題対策連絡協議会の委員ですが、いじめ問題調査委員会のメンバーが同じような構成になっています。行政、学校、警察が入っていますが、民間の保護者代表などが入っていません。いじめ問題調査委員会には事案によっては付け加えますけど、連絡協議会は何も書いていないですが、保護者の立場の人間は入れないという事ですか。

本多教育次長

問題対策連絡協議会は、日常的な学校教育の範疇としていじめの未然防止や早期発見をしていくとして、教育関係者を入れさせていただいています。問題調査委員会では、起きた時に調査をしていくものですので、ここについてはご指摘のように構成員は協議会と似ていますが、事案によっては、構成員を付加等することもあるとあるように、暴力的な事案については警察とか、地域で起きたことには地域の民生児童委員とかを加えて、問題の調査をしていくことを考えています。

安藤委員

今後、いじめ問題としては、土岐市としてこういった形で取り組んでいくと学校は取り組んでいるということで方針が出ますよと、学校の保護者などに今後どういった形で説明をしていくのですか。

本多教育次長

土岐市のものについては、ホームページなどで公開していきます。各学校の基本方針については、ホームページに公開しております。学校によっては、PTA総会などで、学校ではこうやっていくと、こうやっていじめ対策をしていきますと年度当初には説明するように指導しています。

安藤委員

5 ページ目の重大事態への対応で、具体的な例も書いてありますが、この判断はどういうふうにされていくのですか。

本多教育次長

いじめは、アからエまで重大事態と認められると定義をさせていただいて、判断につきましては、学校でもいじめ問題対策委員会がありますので、委員会で整理をして、教育委員会にまで報告する必要があるということで学校長が報告を判断して、その結果を受けた教育委員会も先ほどの調査委員会の方で検討させていただいて、市長まで報告した方がいいと判断した場合は、報告をさせていただくということです。当然、いじめの問題は平行して指導していくので、それでいじめが解消されたということになれば、そこで一つの区切りを付けさせていただくという事になります。

安藤委員

土岐市はこういった形で、いち早く取り組んでいただいています。他市の情報がどれだけ入ってきているか分かりませんが、調査委員の構成員など他市がどのように動いているのか、その点についてお聞かせ願いたい。

本多教育次長

25年に法律ができ、学校の方が先にやって、教育委員会や自治体の方はなかなか進んでいなかったのが現状で、各市それぞれ取り組みをしているのですが、瑞穂市などは先進的にやっていますし、可児市も市としていじめに対する取り組みをしているので、温度差はあると思いますので、各市それぞれの努力で進んでいることは間違いありません。

加藤委員

再調査委員会ですが、これは教育委員会の範疇を超えた場合になるのですが、こちらの方の根拠法は何ですか。何に基づいて教育委員会の外のものができるのですか。

本多教育次長

いじめ防止対策推進法の第30条の2項にその規定がありまして、市長へ報

告して、必要に応じて再調査委員会を設置することが規定してあります。

伊藤委員長

4ページのいじめが発生した場合、学校がどういった場合に教育委員会に報告、調査をするのかということですが、かっこ2のいじめの発生、重大事態の疑いがある場合は、すべて校長が判断するということになるのですよね。私は教育委員会への報告を、校長が握りつぶすことを心配しているのです。校長が判断して握りつぶすことで、あとから大きな問題になってしまって、收拾がつかないという事が今までで一番多いパターンなので、校長先生から見てたいしたことがなくても、問題が起きているという事の報告を何らかの形で教育委員会に出していただいて、教育委員会も委員に報告するかどうか判断していただき、校長の所で握りつぶされるのが一番心配しているのです。最後に校長だけが首を切られるという事になってはいけません。この書き方が、いじめの発生で切って、重大事態の疑いではなくて、この疑いがある、いじめの発生にもかかっているのかです。いじめの発生、重大事態の疑いであれば、疑いの時点で報告をしてもらった方がいいのではないかと考えるわけです。発生しているのか、していないのかを校長がここ判断してしまう事がいかになものかと思う訳です。いじめの発生、重大事態の疑いの部分でも教育委員会にも速やかに報告して、委員会としてそれに関する見守りをして、指導していただければいいかなと思います。大勢の人の知恵で解決していった方がいいことの方が多いので、問題のある保護者もいますが、小さい事案でもいじめという人もいますし、逆に大事にしないで欲しいとお願いする人もいますし、大きな事案になってしまう前に、校長で判断せずに報告をしていただきたいと思いますので、文言の点の位置を検討してください。

本多教育次長

現在土岐市の中ではご心配のあるような、校長先生が止めているようなケースは無いと思っています。平成27年度の実績では、認知件数が小学校で41件、中学校で11件ありました。そのことについて、一つずつ私どもも聞き取り調査をしながら、これで解決しましたねと双方で確認をしあっているところがございます。

伊藤委員長

方針が出ると、これが独り歩きをします。現段階ではいじめはあまりないという事で安心してはいますが、出た時にこれに基づいて、これに欠陥はなかったかと言われると問題になりますので、そのところをよく考えて最終的に決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

他に質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第4 議第15号 土岐市いじめ防止基本方針について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員

異議なし

伊藤委員長

文言を検討していただくようお願いします。ご異議がないようですので、議第15号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 報第4号 土岐市嘱託員の委嘱について を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

松原庶務課長

<資料で説明>

伊藤委員長

辞めた理由は何ですか。

梅村生涯学習課長

放課後教室の報酬だけでは、生活ができないという事で、空いた時間にも仕事を入れていたのですが、そちらの仕事の勤務日数が極端に減らされてしまい、2つの仕事を合せても収入が少なくなってしまったので、両方ともやめて日勤の仕事につきたいという理由です。

伊藤委員長

他に質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、日程第5 報第4号 土岐市嘱託員の委嘱については、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、日程第6 教育長報告 をお願いいたします。

教育長

<資料で説明>

伊藤委員長

これで本日の日程を全部終了いたしました。これをもって、平成28年第5回土岐市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時58分